

○清瀬市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月29日規則第7号

改正

平成17年3月28日規則第7号

平成20年4月1日規則第31号

平成25年2月27日規則第5号

平成26年1月14日規則第1号

清瀬市議会政務活動費の交付に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、清瀬市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年清瀬市条例第10号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して市長に政務活動費交付申請書を提出しなければならない。ただし、申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して市長に政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して市長に会派解散届を提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書を提出するものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（様式）

第7条 この規則の施行について必要な帳票及び様式は、別に市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 清瀬市議会における会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則（昭和63年清瀬市規則第4号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月28日規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第31号）

この規則は、平成20年4月10日から施行する。

附 則（平成25年2月27日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の清瀬市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、平成25年度以後に交付する政務活動費に関する事務等に適用し、この条例の改正前の清瀬市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により平成24年度以前に交付した政務調査費に係る事務等は、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月14日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。